

中小企業信用保険法の告示の施行に係る セーフティネット保証5号の申請における運用変更等について

1. 認定書の有効期間について

- これまで、認定の日から30日を「当該認定書の有効期限」として認定書を発行していましたが、12月1日以降は「保証協会への申込期限」に運用変更となります。
- 保証協会への申込期間（有効期間）は、「認定の日から30日」で変更はありません。

2. 売上高等の減少を確認するための挙証資料について

- 市HPに掲載している様式「原本証明欄のある売上高計算書」を活用いただいた場合、挙証資料の提出を求めていますでしたが、国からの技術的助言を踏まえ、売上高等の計上根拠となる挙証資料の提出を求めることとします。
- そのため、今後の認定申請の際には、市様式あるいは任意様式であったとしても、売上高等の減少に係る挙証資料の提出をお願いいたします。
(例) 売上台帳、法人概況説明書、税理士等が確認した信憑性の担保できる試算表など

3. 「利益率」による認定について

- 昨今の為替相場の変動や人手不足等、自社ではコントロールできない外的要因による原材料費や人件費の高騰による影響を受け、利益率が減少している事例を踏まえた認定要件が新たに適用されることとなりました。
- 利益率については、次の方法により算出します。

【法人の場合】

$(3 \text{ か月間の営業利益}) / (3 \text{ か月間の売上高})$

【個人事業主の場合】

$(\text{売上} - \text{売上原価} - \text{経費}) / \text{売上}$ （※それぞれ3か月間）

- 利益率により認定を受ける際の変動推移は次のとおりです。

利益率の推移	対象の適否
プラス→プラス	減少率が20%以上で対象
プラス→マイナス	全て対象
ゼロ→マイナス	全て対象
マイナス→マイナス	減少率が20%以上で対象
マイナス→プラス	対象外

4. 兼業者要件について

- ・これまで指定業種が主たる事業か否かによって適用要件及び様式が異なっていましたが、基準明確化の観点から、兼業者の認定要件は以下に変更されました。

【指定業種及び企業全体の双方について、次の要件のいずれかを満たすこと】

(売上高減少 (5-I))

最近3か月(②の場合は最近1か月)の指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、

- ▶ 最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している。
(様式5-I-②)
- ▶ 業歴1年3か月未満の場合、最近1か月の売上高等が直前3か月の平均売上高等を比較して5%以上減少している。(様式5-I-④)

(原油高要因 (5-O))

最近1か月における指定事業の売上原価が企業全体の売上原価の20%以上を占めており、

- ▶ 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上占めている。
- ▶ 最近1か月における指定業種の原油等平均仕入単価が前年同月と比較して20%上昇している。
- ▶ 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている。

(利益率減少 (5-H))

最近3か月の指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、最近3か月の指定業種と企業全体の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少している。